

第33期町田市文化財保護審議会第5回会議 会議録

1. 開催日時：2026年8月17日（月） 14時00分～15時00分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎10階 10-1会議室

3. 出席者

委員 青柳由佳委員、石居人也委員、須田英一委員、仙仁徑委員、

浜田弘明委員、八木橋伸浩委員

事務局 中村生涯学習部長、早出生涯学習総務課長、

貴志生涯学習総務課担当課長、松崎係長、坂本係長、佐久間主事、

本間主事

4. 報告事項

(1) 「絵本『まっくうの森』でたどる縄文のまちだ」展の実施について

(2) 世界遺産登録5周年記念展示「北海道・北東北の縄文遺跡群とカックウ・ビ
ビちゃん&その仲間たち」への中空土偶頭部レプリカ貸し出しについて

(3) まちだ縄文キャラクター「まっくう」のミュージアムキャラクターアワード
参加について

(4) 町田市考古資料室 特別開室「ドキドキ！“縄文のまちだ”を学ぼう！200
6」実施について

(5) 自由民権家の家族史—父石坂昌孝から美那・公歴・登志へ—開催について

5. 議題

(1) 諮問事項「町田市登録旧跡の登録について」

6. その他

(1) 次回の審議会について（11月開催予定）

<配布資料> 1

報告事項

○ 世界遺産登録5周年記念展示「北海道・北東北の縄文遺跡
群とカックウ・ビビちゃん&その仲間たち」チラシ

○ まちだ縄文キャラクター「まっくう」のミュージアムキャ
ラクターアワード参加 チラシ

- 町田市考古資料室 特別開室「ドキドキ！“縄文のまちだ”
を学ぼう！2026」チラシ
- 2 諮問書（写し）・諮問資料
- 3－1 答申書（案）
- 3－2 登録調書（案）
- 4 （参考）町田市文化財指定・登録基準

会 長 これから第33期町田市文化財保護審議会第5回の会議を開催いたします。

本日は登録文化財の諮問になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

■報告事項

会 長 報告事項の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 資料1の報告事項を御覧ください。

1点目は「絵本『まっくうの森』でたどる縄文のまちだ」展の実施についてです。

こちらは、まちだ縄文キャラクター「まっくう」を主人公に2019年度に発行いたしました、絵本『まっくうの森』に描かれた縄文時代の様子をもとに、市内で発見された遺跡や考古資料についてのパネルによる解説と、実際に出土した土器等の破片を紹介した展示です。7月10日から8月9日までの約1か月間、町田市立中央図書館の展示コーナーで実施いたしました。

また、関連企画として、絵本『まっくうの森』や縄文時代、遺跡関連の図書を集めた特集コーナーも設けさせていただきました。こちらに配架した書籍も貸し出し中となるものが多くございましたので、たくさんの方の目に留まる機会になったと考えております。

続いて、（2）世界遺産登録5周年記念展示「北海道・北東北の縄文遺跡群とカックウ・ビビちゃん&その仲間たち」という企画展への中空土偶頭部レプリカの貸し出しについてです。

こちらは、北海道博物館の総合展示室で実施されている企画展です。北海道・北東北の縄文遺跡群がユネスコの世界遺産に登録されて5周年であることを記念し、

その構成資産6遺跡と関連資産1史跡とともに、世界遺産の価値や北海道の縄文文化の特徴を紹介する展示です。その中で、北海道における縄文文化の代表的な資料で、愛称「カックウ」と呼ばれている函館市の中空土偶、愛称「ビビちゃん」と呼ばれている千歳市の動物形土製品と、関東地方から出土した類似資料との比較から、縄文時代における北海道と他地域との関わりについて考える展示が設けられています。画像のように、国宝の中空土偶「カックウ」のレプリカと町田市の中空土偶頭部「まっくう」のレプリカが並んで展示されており、その類似性等を感じていただけるような展示になっています。こちらは11月29日まで開催されております。

続いて、(3) まちだ縄文キャラクター「まっくう」のミュージアムキャラクターアワード参加についてです。

別添チラシのとおり、まちだ縄文キャラクター「まっくう」を通じた町田の歴史資源のPRを目的に、ミュージアムキャラクターアワードにエントリーしております。昨年度もエントリーしており、昨年度は全68キャラクター中19位だったのですが、今年度はさらに上位を目標にすることで、全74キャラクター中10位以内の入賞を目指しております。庁内外、各方面に周知しておりまして、本日時点では3,600票で、第7位になっております。チラシにQRコードをつけておりますので、9月3日まで、皆様にも毎日1票投じていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、(4) 町田市考古資料室特別開室「ドキドキ!“縄文のまちだ”を学ぼう!2026」実施についてです。

こちらは、来週26日の水曜日に実施する、小中学生をターゲットにした特別開室です。学芸員が随時、来室者の御質問等に対応を行うほか、小中学生向けのワークシートを配布します。また、実際に触っていただける土器の破片等も御用意いたします。

続いて、(5) 自由民権資料館企画展の実施についてです。

今年度は、10月10日から12月13日までの約2か月間、「自由民権家の家族史ー父石阪昌孝から美那・公歴・登志へー」という展示を企画しております。石阪昌孝の子ども3人、美那、公歴、登志を取り上げた展示です。自由民権運動に奔走した人物が家族にいて、その中で育った子どもたちはどのような人生を選ぶのだ

ろうかという視点から3人を取り上げます。

企画展に関連したイベントをいくつか企画しております。記念講演会として、静岡文化芸術大学の水谷先生とフェリス女学院大学の名誉教授の井上先生のお2人に、それぞれ美那と登志についての講演会をお願いしています。

フィールドワークとして、今回登録文化財として御審議いただいている石坂昌孝関連史跡を含めた、ぼたん園周辺を散策するツアーを、同じコースで2回、20人ずつの定員で開催する予定であります。

ギャラリートークは4回実施する予定です。

そのほか、ぼたん園内の休憩所でのパネル展の開催について、現在調整しております。

また、生涯学習センターで11月26日に石坂昌孝についての講演会が行われるということで、それに併せてミニギャラリーで1か月ほどパネル展示を実施してはいかがかという提案がありましたので、準備の検討をしております。

事務局 報告事項については以上です。

会長 ありがとうございます。

以上の報告事項について、何か御質問、あるいは御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

報告事項の3番目のミュージアムキャラクターアワードは、現在7位ということで大分健闘していると思います。調べてみると、こちらは2010年からやっているんですね。組織票もかなり必要という印象ですので、皆さんの投票をぜひお願いできればと思います。やはり町ぐるみで投票するというのがとても重要なアワードであると思いますので、協力をお願いしたいと思います。

その他はいかがでしょう。何か御質問等はございませんでしょうか。

A委員 生涯学習センターでの石坂昌孝についての講演会はどなたがお話をされるのでしょうか。

事務局 早稲田大学名誉教授の安在邦夫先生がお話しされます。

A委員 内容は石坂昌孝が主題なのですか。

事務局 石坂昌孝と吉野泰三の対立についてというテーマであるようです。

A委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これから開催される企画展までに、本日審議する文化財が登録されることを願いたいと思っております。

■議題

会 長 続きまして、本日の議題です。

諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 石阪昌孝屋敷跡及び石阪昌孝墓の登録につきまして、諮問書をお渡しいたします。

(諮問書交付)

会 長 ただいま教育委員会から諮問を受けました。お手元の資料を確認しながら進めていきたいと思います。

まず、添付の資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 まず、資料３－１の答申書の案を御覧ください。今回、諮問いたしました２件について、町田市文化財保護条例の第３７条第１項（５）に規定する町田市登録旧跡に該当する旨を決した、という内容になっております。

いずれの登録候補も、登録基準といたしましては町田市文化財指定・登録基準第２－６－（２）に該当するものとしております。

登録基準については、資料４の８ページ目を御覧ください。下から２行目からが町田市登録旧跡の基準で、次の９ページ目の（２）が、今回該当する基準とした、「著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの」です。

前回までの会議の中で、史跡と旧跡のどちらに該当するかということについて、御議論をいただきました。今回の２件のうち、屋敷跡については、既に遺構の原形はなく、また、当該地に屋敷が建っていたことは概ね明白ですが、当時の建物の向きや間取りなど、配置の関係について判然としない部分が多いということがありました。また、墓についても、墓石の原形は現存していますが、建立時期や、実際にこの墓に埋骨がされているのかという点を明確にする資料が、現状確認できておりません。

したがって、いずれも登録史跡の基準である、「遺構が比較的良好に原形を保って

いるもので学術的価値のあるもの」に該当すると判断するには根拠資料に欠けるので、旧跡とするのが妥当であろうというお話をいただきました。そのため、登録旧跡として、（２）「著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの」という基準に該当するという記載をさせていただいております。

こちらについて、後ほど御意見をいただければと思います。

続いて、資料３－１の裏面を御覧ください。こちらには、今回の各登録候補の概要として登録調書の案の内容を要約して記載しております。

まず、１の石坂昌孝屋敷跡です。

管理者は町田市です。

概要については、次のとおりです。

日本の近代立憲政治の基礎をつくる上で大きな貢献をした民権家、政治家である石坂昌孝が、生誕直後から居住し、晩年まで政治活動の拠点とした屋敷跡です。

１８７８年（明治１１）年の記録では、庭園が芝生の西洋風であったとされ、横浜から文明開化の影響を受けたものであったと考えられます。

本屋敷跡は、昌孝の思想形成や歴史的な役割を知る上で象徴的な場所であるとともに、昌孝の長女美那と文学評論家、詩人として著名な北村透谷がこの地で出会い、その後恋愛結婚へと至ったことから新しい恋愛観を世に問う契機となった場所でもあります。

以上のことから、石坂昌孝屋敷跡は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で重要な由緒ある場所として、文化財的価値が高いものであるといえます。

以上の内容としております。

続いて、２の石坂昌孝墓です。

こちらは、管理者は個人とさせていただいております。

概要については、次のとおりです。

日本の近代立憲政治の基礎をつくる上で大きな貢献をした民権家、政治家である石坂昌孝の墓です。

昌孝は、地元である野津田では「昌孝(ショウコウ)さん」との愛称で呼ばれ、地域の誇りとして人々の記憶に留められています。

本人の遺言により、地元である野津田に建てられ、現在まで野津田青年会「凌霜会」や野津田町内会によって維持管理されてきた墓は、昌孝の歴史的な役割を知る

上で象徴的な場所であるとともに、その遺徳をしのぶ地域の人々によって現在まで管理されてきた経緯は、石阪の人間性、地域社会との関係性を知る上でも貴重な事例であります。

以上のことから、石阪昌孝墓は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で重要な由緒ある場所として、文化財的価値が高いものであるといえます。

以上の内容としております。

こちらの記載内容についても御意見がございましたら、後ほどお願いいたします。

続いて、資料３－２の登録調書（案）を御覧ください。

登録調書（案）は、現時点では資料２の諮問資料と同様の内容ですが、改めて記載内容について御説明させていただきます。

１つ目の石阪昌孝屋敷跡です。

名称は石阪昌孝屋敷跡です。

指定種別は、先ほど申し上げたとおり、町田市登録旧跡としています。

所在地は、ぼたん園内の野津田町２２９３番地の１号から３号の３筆分です。

所有者は町田市で、管理者は公園緑地課と指定管理者のNEST Machida 共同事業体としています。

法量は、３筆合計で１，８１７平方メートルです。

続いて、経緯です。町田市を代表する民権家、政治家である石阪昌孝は、１８４１（天保１２）年に多摩郡野津田村（現町田市野津田町）に生まれ、生後すぐに同村の石阪昌吉の養子となって本屋敷地へ移り住んだ。１８７８（明治１１）年の記録では芝生の西洋風庭園になっており、横浜から文明開化の影響を受けたと考えられる。中央政界で活動するため１８８０（明治１３）年以降、東京区部にも住宅を構えたが、衆議院議員として自身の選挙区である旧神奈川県に所在した同地は引き続き保持され、東京区部と地元を行き来し活動する生活を送った。同地には１８８９（明治２２）年、石阪が衆議院選挙への出馬資金として抵当に入れられ借金をしたという政治活動の一端を知る経緯もある。１９０７（明治４０）年、石阪の死去により子の石阪公歴と渡瀬登志が相続し、その後、子孫により町田市に寄贈され、現在は町田市ぼたん園内に含まれている。

現況です。屋敷地として整地された平地で、現在は芝生が養生され一部にツツ

ジ・フジ等が、東側隣接地との境にはフェンスが設けられ内側にツバキ等が植樹されている。石坂昌孝没後の1918(大正7)年2月に3筆に分筆され、中央の2293番地3号が石坂昌孝の墓への参道として利用されたと思われるが、その痕跡は残っていない。

登録理由です。石坂昌孝は、幕末から明治初期にかけて地域行政の要職を務め、1879(明治12)年に神奈川県会初代議長に就任した。1881(明治14)年に政治結社融貫社を組織し、翌年に自由党に入党すると旧神奈川県の自由民権運動を代表する指導者として活躍し、1890(明治23)年の第一回衆議院議員選挙で当選以降、4回連続で当選し、計6年間衆議院議員を務めた。1896(明治29)年から翌年まで群馬県知事を務めた後に政界を引退、1907(明治40)年に亡くなる。没後、現在の八王子市や海老名市に石坂を顕彰する碑が建てられるなどの経緯からも、旧神奈川県を代表する民権家、政治家といえる。

本屋敷地は、石坂が生誕直後から居住し、東京区部にも住居を構えるようになった1880(明治13)年以降も政治活動の拠点として引き続き大きな役割を果たした。また、同地は、文学評論家、詩人として著名な北村透谷が後に妻となる石坂の長女美那と出会った場所である。石坂の長女美那は、自由民権運動から大きな影響を受けた北村と、激しい恋愛の末、両親の反対を押し切って結婚し、このことを記した評論「厭世詩家と女性」は近代的な恋愛観の表明として当時の青年層へ大きな影響を与えた。現在、屋敷地跡付近に「自由民権の碑 透谷・美那子出会いの地」が建てられている。

同地は、日本の近代立憲政治の基礎をつくる上で大きな貢献をした民権家、政治家である石坂昌孝が生誕直後から居住し、晩年まで政治活動の拠点とした、その思想形成や歴史的な役割を知る上で象徴的な場所といえる。

また、石坂の長女美那と北村透谷がこの地で出会い、その後恋愛結婚へと至ったことから新しい恋愛観を世に問う契機となった場所でもある。以上のことから由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なものとして町田市登録旧跡にふさわしい。

2つ目の石坂昌孝墓です。

名称は石坂昌孝墓です。

種別は、町田市登録旧跡としています。

所在地は、野津田町 2 2 6 8 番地の 2 号です。

土地所有者については、登記上の所有者として北村ミナ（美那）としています。
本人は 1 9 4 2（昭和 1 7）年 4 月 1 0 日に既に没していますが、名義はそのままになっています。

時期については、1 9 0 7（明治 4 0）年 5 月を推定しています。

法量は、墓石が縦 1 9 0 から 2 0 0 センチメートル、横が 1 8 5 から 2 1 0 センチメートル、高さが約 2 7 1. 5 センチメートルです。縦横については、一番下が石垣のようになっているために正確に測ることができず、多少の誤差があります。

外側に柵があり、石柱は縦約 1 8 センチメートル、横約 1 8 センチメートル、高さが約 1 0 0 センチメートルです。

外側の柵の範囲は、縦約 3 0 0 センチメートル、横約 3 1 0 センチメートルです。

墓地面積は、9 9 平方メートルです。

墓碑名は、正面に「正五位石阪昌孝之墓」と彫られていまして、右側面に「雄鎮院殿洪範道昌大居士靈位」、もう一つが妻で、「淑範院蓮體妙瑩大姉靈位」と彫られています。

左側面に、石阪昌孝のほうに「雄」という 1 文字で記されており、「明治四十年一月十三日歿」、妻のやまという人物のほうに「淑」と記され、「大正二年三月六日歿」となっています。

経緯です。現町田市域を代表する民権家、政治家である石阪昌孝は 1 9 0 7（明治 4 0）年 1 月 1 3 日に牛込区北町の自宅で死去し、同所で 1 5 日に葬儀が行われた。その後、故郷である鶴川村野津田（現町田市野津田町）への埋骨という石阪の遺言により同年 5 月、華嚴院で埋骨式法要が行われた。この際に当該地に埋葬され墓が建立されたと推測される。その後、墓を含む周辺の土地は遺族によって売却されたが 1 9 1 3（大正 2）年 3 月に石阪の長女美那が再購入し分筆、5 月に墳墓地として登記変更され現在に至っている。

現況です。町田ぼたん園フェンスで寸断されているが石阪昌孝屋敷跡地から墓地まで参道が整備されている。墓地は野津田町内会が年 1 回清掃活動を行っており、墓地敷地内には町田市が建てた説明板が建っている。墓石は竿石の下に上台・中台・芝台があり最下段は石垣をコンクリートで固めた台となっており、石垣台上に

花立・水鉢が置かれているが、同時期に作成されたものと思われる。墓石の周囲は四本の石柱で囲まれ、各石柱には石柱間を鎖でつないでいた形跡が残る（石柱一本（右後）は鎖を打ち込んだ穴部分から折れている。また、鎖は全て石柱からは切れ、一部残っているものは石柱に卒塔婆を固定するために利用されている）。正面には、１９９０（平成２）年に寄贈された香台がある。

登録理由です。石阪昌孝は、幕末から明治初期にかけて地域行政の要職を務め、１８７９（明治１２）年に神奈川県会初代議長に就任した。１８８１（明治１４）年に政治結社融貫社を組織し、翌年に自由党に入党すると旧神奈川県の自由民権運動を代表する指導者として活躍し、１８９０（明治２３）年の第一回衆議院議員選挙で当選以降、４回連続で当選し、計６年間衆議院議員を務めた。１８９６（明治２９）年から翌年まで群馬県知事を務めた後に政界を引退、１９０７（明治４０）年に亡くなる。没後、現在の八王子市や海老名市に石阪を顕彰する碑が建てられるなどの経緯からも、旧神奈川県を代表する民権家・政治家といえる。

地元である野津田では「昌孝(ショウコウ)さん」との愛称で呼ばれ、「野津田の自慢はなんだんべえ、石阪昌孝(ショウコウ)あった事（出した事）…」という唄が現在に伝えられており、地域の誇りとして人々の記憶に留められている。

墓は石阪本人の遺言により地元である野津田に建てられ、現在まで野津田青年会「凌霜会」や野津田町内会によって維持管理されてきた。石阪の歴史的な役割を知る上で象徴的な場所であるだけでなく、その遺徳をしのぶ地域の人々によって現在まで管理されてきた経緯は、石阪の人間性、地域社会との関係性を知る上でも貴重な事例といえよう。以上のことから、由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なものとして町田市登録旧跡にふさわしい。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 御説明いただき、ありがとうございました。

これらについては、前回会議の５月に御審議いただいておりますが、皆さんから修正や加筆等の御意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。

B 委員 御確認させていただきたいのですが、資料３－２の石阪昌孝屋敷跡の経緯の４行目の西洋風庭園になっていることが示されている記録について、１８７８年（明治１１）年ということなのですが、第３回の資料を拝見すると明治１３年ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局 記録されている史料の手記には崩し字で記載されており、3と読めるのではないということで、第3回の資料では、明治13年と記載させていただきました。

一方、これまで資料紹介等で発表されている研究成果では明治11年となっていることを踏まえ、今回は明治11年とさせていただきます。

B委員 第3回の資料では「辰」とも書いてあり、辰年であるのは明治13年かと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、「辰」と記載がありますが、欄外にメモとして記されたもので、同時期に書かれたものであるのかなども含め、判断が難しいです。当時紹介した方が、以前ここで委員をされていた先生の紹介なのですが、どのような判断で明治11年と判断されたのかを確認するため、ご本人に問い合わせたのですが、判断の理由について、明確に覚えていないとおっしゃっていました。そのため、判断に悩みましたが、既発の研究成果に倣い、明治11年とさせていただきます。

B委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 そのほか、いかがでしょうか。

C委員 資料3-2の石坂昌孝墓の登録理由の2ページ目の墓の維持管理の記載で、「現在まで野津田青年会『凌霜会』や野津田町内会において維持管理されてきた」とありますが、青年会は今も存続しているのでしょうか。それとも、存続していた時は凌霜会が維持管理していたが、解散後、町内会で管理されてきたということなのでしょうか。こちらの時系列について、確認させていただきます。

事務局 後者です。凌霜会は、昭和40年代には恐らく解散していたはずですので、その後、町内会に引き継がれたと考えられます。

C委員 ありがとうございます。

会長 ほかに何かございますか。

1点、形式についてですが、登録理由の後半部が両方とも1文字下がっているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

事務局 特に意味はありませんので、修正いたします。失礼いたしました。

A委員 登録調書と答申書の両方に共通する内容で、登録調書では経緯の5行目、答申書の概要では、屋敷跡の概要の5行目についてです。先ほどの「1878（明治11）年の記録では」の直後なのですが、文明開化の影響を受けたのは確かだと思うのですが、「横浜から」の記載について、根拠はあるのでしょうか。

事務局 本人が直前まで横浜に住んでいたと判断できるということからです。短期間で
すが、神奈川県庁に勤めていた時期があり、その影響をどこまで評価するかという
判断になると思います。何らかの横浜での資料が残っていて、特定の庭園を模倣し
たということなどが判明しているわけではございません。

A委員 具体的な地域の関係性が出たほうが良いと感じますが、一方で、確実な根拠が
なければ「文明開化の影響」という程度の記述にとどめても良いのではないかと少
し思いました。

会 長 そのほか、いかがでしょうか。

私からもう1点よろしいでしょうか。墓についてですが、土地の所有者が北村美
那からその後、相続されていないという話を聞いていますが、現在までに子孫との
関係性について、どのような確認方法を取られたかということを少し説明してい
ただければと思います。

事務局 美那の子に当たるのは、娘の1人のみになります。その娘の直系の子孫と判断
できる方は3人いらっしゃいまして、そのうち、お2人からは同意の文書が届いて
おり、もう1人からも、本日お電話で同意の旨のお知らせがありまして、文書も
近々届くと思われます。

会 長 分かりました。それでは、土地の関係者からも承認されているということによ
ろしいわけですね。

事務局 はい。

会 長 分かりました。

ほかにもいかがでしょうか。

D委員 確認です。墓についてですが、これまで石碑関係では、石質は記載していな
かったのでしょうか。記載していなかったのであれば、これまでの経緯を踏まえて、
なくても良いと思いますが、一方で、記載したほうが丁寧であると感じます。い
かがでしょうか。

会 長 前期に登録した天狗型道祖神には、石質は記載していなかったですね。

事務局 最終的に除いたと記憶しています。

そのほかの石造物ですと、ジェンナー碑がありますが、その際は検討に上がら
なかったと記憶しています。

D委員 石屋さんが御覧になると、墓石の場合には簡単に石質が判明する場合もありま

す。石質は、建立時期の判定の材料にもなりますので、分かるのであれば、記載しても良いのではないかと少し思いました。

会 長 今回の調書には記載しないとしても、石質は確認したほうが良いと思いますので、いずれ岩石の専門の方に調査してもらうのが良いと思います。

副会長からお話があったように、石屋さんに見てもらうのも必要だと思います。また、近隣ですと、相模原市立博物館に岩石の専門の方がいらっしゃいます。相模原市立博物館で調査をした記念碑では、その方が石質の判定をしていますので、恐らくお願いすれば調査してくれるのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。

D委員 明治40年の推定となっていますが、例えば、この時期に多用された墓石であるといったことや、近辺の石を使用しているといったことなどが分かると、より身近に感じられるのではないかと思います。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

E委員 石坂昌孝墓の現況について、下から3行目の「脊柱」という記載は、変換違いということでしょうか。

事務局 「石柱」が正しいです。失礼いたしました。

E委員 分かりました。

会 長 ほかに何かございますか。こちらが最終的な答申書と登録調書に記載される内容になりますので確認をお願いできればと思います。

A委員 各文章について、行替えの箇所の行頭の字下げがされていませんが、書き方としてはこれでよろしいのでしょうか。

事務局 これまでの登録調書を見て、そろえるようにいたします。

会 長 基本的には1文字空けるのだと思いますが、恐らくこの様式だと1文字空けると少し違和感があるのではないかと思いますので、これまでの調書を確認してもらえればと思います。

もしほかに御異論がないようであれば、ただいま皆さんからお出しいただきました追記や修正箇所を反映した形で、こちらを答申書、登録調書としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

修正した最終的な形は、私、会長に一任させていただくということでしょうか。

それでは、私のほうで確認の上、正式な答申書に仕上げていきたいと思います。

事務局も、そのような形でよろしいでしょうか、

事務局 誤字や文章の体裁については、ご指摘いただいた箇所について、修正を反映させていただきます。

ただ、2点気になりましたのは、石坂昌孝の屋敷が西洋風庭園になっていたことが分かる記録の時期について、明治11年か13年かを判断できなかった際には、例えば「明治初期」など、どのように表記すべきであるかという点と、●委員から御意見いただきました文明開化の影響の記述に「横浜から」を入れるのか入れないのかということです。この2点について、御意見をいただければと思います。

会長 まず年号表記については、調べていただき、どちらかに判明することが望ましいのですが、もし判断できない場合は、明治11年か13年ですので、「明治10年代前半」などという表現が妥当なのではないかと思います。

また、「横浜から」を入れるかどうかについては、皆さんいかがでしょうか。先ほどの説明ですと、神奈川県庁にお勤めになっていたので横浜の影響が強いのであろうという推定はされるということでした。

事務局 文章では、「と考えられる」と記載しており、断定はしていないということで、その点を踏まえ、どのように判断するかということも含め、御意見いただければと思います。

会長 「横浜から文明開化の影響を受けた」というのも、少々唐突な表現であるという印象もあるのですが、この「横浜から」の前後にもう少し何か補足する言葉があれば良いのではないかと感じました。

例えば、歴史事実として確認されているかどうか分かりませんが、先ほど説明があったように、「神奈川県庁に勤務していたので、横浜の影響を受けた」のように言葉が足してあれば説得力があるのではないかと思います。A委員はいかがでしょう。あるいは外してしまったほうがよろしいでしょうか。

A委員 最初の「考えられる」はまさに同じことを考えており、「考えられる」だから良いかとも思ったのですが、確かに「横浜から」を入れるのであれば、御説明いただいた根拠が示されると、なぜ横浜からの影響であると考えられるのかがより分かると思いますので、「考えられる」はそのまま残し、「横浜」の前に、先ほど御説明いただいた県庁時代の見聞のようなものがここに反映しているのだと分かるよう

に記載していただければ良いのではないかと思います。

事務局 もしその部分をつけ加えることで皆さん御異議がないようでしたら、そのように文章を修正させていただきますが、いかがでしょうか。

会 長 よろしいですかね。

それでは、異論はないということで、修正をお願いします。

事務局 分かりました。

会 長 続いて、今後の流れにつきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 御議論いただき、ありがとうございました。

今後のスケジュールについては、本日の議論を踏まえまして、事務局で答申書と登録調書の修正等をさせていただき、会長と突合させていただきます。その上で、今月中に答申書を受領させていただく予定です。その後、9月17日に教育委員会の定例会がございますので、いただいた答申の報告及び登録について議案として上程しまして、承認されましたら、9月の下旬には告示をさせていただき、その後の10月以降の自由民権資料館での企画展や、その他関連企画等とも絡めながら周知、広報をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 分かりました。

自由民権資料館の企画展が10月10日からということですので、それまでに登録できると良いと思います。

議題の諮問事項については、以上でよろしいでしょうか。

■その他

会 長 続きまして、その他の事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次回の会議は11月中を予定しております。別途メールにて日程を調整させていただきますので、お忙しいところ申し訳ありませんが、御対応をよろしくお願いいたします。

会 長 今回会議で今回の2件の登録文化財についての審議は終了となると思いますが、今後の審議会において、どのような内容で進めるかということが次の会議で示されると思います。以前から指定・登録候補としてあがっていた近代の登録文化財をどうするかといったことや、それからもう1点、以前、市民団体からも要望が出

されていたと思いますが、新しい市史編さんをどうするかということが、私は最近少し気になっております。そのようなことも今後の内容として何らかの形で検討できると良いのではないかと個人的に思っております。

次回以降、どのような進め方をするか、これから皆さんと協議していければ思っております。

本日の議事は終了ということになりますが、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

事務局からは、その他、特によろしいでしょうか。

事務局 浜田会長から新しい登録候補のお話が出ましたが、各委員の皆様でも、何か登録・指定候補として思い当たるものがございましたら事務局まで御一報いただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 予定しておりました議事内容は終了いたしました。

本日の審議会はこれで閉会としたいと思います。